定例記者発表次第

日時/令和2年4月22日(水) 10時30分~ 会場/矢板市役所 第一委員会室

- 1 開会
- 2 記者発表案件
 - (1) 令和2年度地方創生推進交付金事業の採択について(総合政策課)
 - (2) 新型コロナウイルス感染症への対応について (健康増進課)
- 3 質疑応答
- 4 その他
- 5 閉会

記者発表資料

令和2年4月22日(水)|発表|・提供

件 名 令和2年度地方創生推進交付金事業の採択について

(説明文)

令和 2 年度地方創生推進交付金事業(横展開タイプ)として、下記の事業が採 択になったので報告する。

- 1 事業名 ネットワークで健幸を推進する『connect with ハピネス』
- 2 目的(趣旨)

今後のさらなる少子高齢化の進展と人口減少に備え、地域共助のみに頼らな い「新たな住民ネットワーク」の構築について、運動を中心とした取組により 推進するもの。

各世代を対象とした運動を推進することで、住民の健康を確保するとともに 住民同士の接点を増やして地域の新しいつながりを形成することにより、誰も がコンパクトなまちなかエリアで、健康で幸せに過ごせる地域を形成する。

- 3 事業期間 令和2年度~令和4年度(3ヶ年)
- 4 令和 2 年度の事業費 27,840 千円 (うち交付金 13,920 千円)
- 5 令和2年度の事業概要 別紙のとおり

※提供資料の有無: |有|(別添のとおり)・無

担当	当課・担当名			総合政策課 政策企画担当		
担	当	者	名	髙橋 和寛		
電	話	番	号	0287-43-1112 (直)	内線電話番号	



どのような取組か

人や移動に関する新たなネットワークを作り 健康で幸せに過ごす地域を目指すパッケージ

背景は

今後の更なる少子高齢化、人口減少に備えるため、従来から ある地域共助のみに頼らない「新たな住民ネットワーク」の 構築を図るにあたり、運動を中心とした取組に注目したもの

取組の特徴は

全世代を対象として、運動関係中心のプログラム提供と移動支援により、新たな住民の接点を生みだしていく。

- ・(仮) 矢板子ども未来館遊具整備(1,500千円)
- ・乳幼児期の遊び・運動に係る事業(2事業1,500千円)
- ・産後の運動・親世代のネットワーク作りの支援(3事業4,640千円)
- ・デマンド交通導入事業・部活動等の移動支援(4,000千円)
- ・健康ポイント事業 (2,700 千円)
- ・はつらつ館事業 (8.500 千円)
- · 広報関係事業 (3,800 千円)

ほか

どんな目的があるか

新たな住民の接点を生み出すことで、住民による新しい 地域のつながりを形成するとともに、運動中心の取組に よる健康を確保し、健康で幸せに暮らせるまちを目指す。

どのような観点から

社会動態が20代から60代までほぼマイナスの状況 市の取組の横断的な展開と子育て支援策の強化 栃木県内の肥満傾向児童等の出現率が全国より高い状況 BMIが25以上の割合が30代から50代にかけて増加 20代以上で運動実行意思のある人の割合は高い 市内の公共交通カバー率は74%で県内でも低水準

推進に係る方針

矢板市健康づくり協議会における取組の報告と助言等 大学等の研究機関を含めた連携・協力体制の構築 地域の NPO やボランティアとの協力体制の構築 広報関係事業などを通じた交流人口、関係人口の増加

2020.04.01 矢板市総合政策部総合政策課

電話: 0287-43-1112 email: seisaku@city.yaita.tochigi.jp

記者発表資料

令和2年4月22日(水) 発表・提供

件 名 新型コロナウイルス感染症への対応について

(説明文) 令和2年4月20日(月)午後1時00分から第8回矢板市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて決定した事項及び各種対策は下記のとおりです。

- (1)「矢板市における会議・イベント等開催判断基準」の見直し【担当課①】
- (2)新型コロナウイルス感染症に対する対応策について【担当課①】
 - ①市民の感染予防対策、②児童・生徒の学力向上対策、③経済対策、
 - ④市役所の業務継続 について対応する
- (3) 周知チラシの配布について【担当課①】

不要不急な市外への外出自粛要請、生活必需品の市内店舗の利用促進依頼など の周知チラシを、4月24日(金)に新聞折り込み。

判断基準の見直し、体力維持についての案内などのチラシを、5月1日(金) に行政区長に依頼し、全戸配布。

- (4) 市立小中学校の対応について【担当課②】
- (5) 市営住宅の家賃の減免について【担当課③】
- (6) 緊急事態措置期間における矢板市職員の出勤形態について【担当課④】
- (7) その他
 - ・城の湯温泉センターの休止について【担当課⑤】 4月16日から5月6日まで休止(状況により休止期間を延長する)
 - ・道の駅やいた営業時間の短縮について【担当課⑥】

4月20日から午後3時閉店

- ・エコモデルハウスの休館について【担当課⑨】4月21日から5月6日まで
- ・保育所、保育園の自主休園の推奨【担当課⑦】
- ・長峰公園遊具の使用禁止【担当課®】 4月21日から
- ・感染症予防について防災行政無線放送の継続【担当課⑨】 2月26日から5月6日まで1日2回放送(12:45、17:00)
- ・社会教育施設の貸館等について【担当課⑩】
- ・庁内事務室の換気の徹底の継続【担当課④】 10時、12時、15時に換気を促すチャイムを放送。
- ・窓口カウンターに飛沫感染予防用ビニールカーテンの設置【担当課④】 4月20日から
- ・窓口カウンター、椅子などの定期的消毒の実施【担当課①】 4月10日から実施

※提供資料の有無(・有)別添のとおり)・無

【担当課①】

担当課・担当名:健康增進課 健康增進担当

担 当 者 名:相馬 香織

電 話 番 号:0287-43-1118 (内線 355)

【担当課②】

担当課・担当名:教育総務課 学校教育担当

担 当 者 名:前野 秀明

電 話 番 号:0287-43-6217 (内線 463)

【担当課③】

担当課·担当名:建設課 管理住宅担当

担 当 者 名:和氣 千晴

電 話 番 号:0287-43-6212 (内線 512)

【担当課④】

担当課·担当名:総務課 人事担当

担 当 者 名:星宮 良行

電 話 番 号:0287-43-1113 (内線 223)

【担当課⑤】

担当課·担当名:社会福祉課 社会福祉担当

担 当 者 名:橋本 幸江

電 話 番 号:0287-43-1116 (内線 336)

【担当課⑥】

担当課·担当名:農林課 整備振興担当

担 当 者 名:小林 徹

電 話 番 号:0287-43-6210 (内線 408)

【担当課⑦】

担当課・担当名:子ども課 保育担当

担 当 者 名:山下 征子

電 話 番 号:0287-44-3600 (内線 366)

【担当課⑧】

担当課·担当名:都市整備課 都市計画担当

担 当 者 名: 手塚 宏子

電 話 番 号:0287-43-6213 (内線 531)

【担当課⑨】

担当課・担当名:くらし安全環境課 危機対策班

担 当 者 名:斎藤 正一

電 話 番 号:0287-43-1114 (内線 323)

【担当課⑩】

担当課・担当名:生涯学習課 まなび担当

担 当 者 名:高久 聡子

電 話 番 号:0287-43-6218 (内線 471)

矢板市における会議・イベント等開催判断基準

令和2年4月20日作成 第8回矢板市新型コロナウイルス感染症対策本部

栃木県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、令和2年4 月20日以降に市が主催する会議・イベント等の開催判断基準を以下のとおり定める。

開催判断基準

栃木県緊急事態措置の期間中は、規模や場所に関わらずイベントは中止する。 栃木県緊急事態措置の期間終了後は、不特定多数の者が参加するイベント等については、9月30日まで原則中止又は延期とする。

<u>それ以外は、</u>屋内・屋外ともに、各担当課等が、次の実施する場合の対応(感染拡大を防止するための対策)がどの程度出来るかなどの感染リスクの評価を行い、開催を判断する。

感染拡大を防止するための対策が十分でないと判断される場合には、延期又は中止 を検討する。

実施する場合の対応(感染拡大を防止するための対策)

- ①マスク着用の呼びかけ(間近での会話や、声を出すことが多い場合は必ず着用)
- ②アルコール消毒液の設置及び手指消毒の依頼
- ③窓を開けるなど密閉空間にしない。または定期的(1時間に1回程度)に外気を取り入れる換気の実施
- ④人を密集させない環境の整備(会場に入る定員を少なくするなど)
- ⑤参加者同士の間隔(前後左右の間隔を50㎝以上)を空ける
- ⑥大きな発声をさせない環境づくり(声援などは控える)
- ⑦次の方の参加見合わせ
 - ・発熱や風邪の症状がある方(過去2週間に受診や服薬等をした方を含む)
 - ・感染拡大している国への訪問歴が14日以内にある方
- ⑧飲食の提供は原則中止
- ⑨参加者が不特定多数の場合も、参加者と連絡がとれる体制の確保

その他

関係団体、民間等が実施するイベント等については、本基準を参考とするよう周知する。

対応期間 <u>令和2年4月20日(月)から令和2年9月30日(水)まで</u>

基準については、今後の感染の広がりや重症度を見ながら7月に見直す。

新型コロナウイルス感染症に対する対応策

①市民の感染予防対策

- ○実施する対策
 - 矢板市民の不要不急な市外への外出自粛要請
 - ・生活、健康維持に必要な場合を除く外出自粛の要請の強化
 - ・矢板市における会議・イベント等開催判断基準の周知及び徹底、施設の休館
 - 健康増進課内に感染症対策班の設置

箬

- ○今後検討する対策
 - 免疫力向上及び体力維持のための対策(運動、食事、睡眠、笑顔)の周知 等

②児童・生徒の学力向上対策

- ○実施する対策
 - ・通信教育的な家庭学習支援(プリント等学習教材を追加配布し、保護者または郵送 による提出後、担任による指導の実施)
 - ・児童生徒の状況把握(電話連絡、短時間の家庭訪問) 等
- ○今後検討する対策
 - ・ ICTを活用した家庭学習の支援に向けた環境整備 等

③経済対策

- ○実施する対策
 - 生活必需品の買い物は市内店舗を利用するよう周知
 - ・テイクアウトクーポン券(お持ち帰り割引券)の配布 等
- ○今後検討する対策
 - ・消費対策(プレミアム商品券の発行、市内で使用できる商品券の配布)
 - 飲食店対策(デリバリー・テイクアウト導入促進補助金)
 - ・観光対策(終息後の3みつ〈観る・満たす・充たす〉推進に向けたプロモーション)

华

④市役所の業務継続

- ○実施する対策
 - ・窓口カウンターに飛沫感染防止用ビニールカーテンの設置
 - ・窓口延長業務の休止(4/20,4/27、以降は市基準に合わせて延長)
 - ・出勤前の検温及び報告の徹底。プライベートを含めた市外外出の報告
 - ・集団感染防止のため職員の分割勤務の実施及び年休、夏季休暇の取得促進 等
- ○今後検討する対策
 - ・職員及び家族に感染者が発生した場合の対応検討(消毒作業、閉庁、休暇等)等

⑤各課の判断において実施可能な対応策は、順次実施していく

矢板市からのお願い

市外への外出は控えましょう

- ◆ 医療機関への通院や運動など、 生活・健康の維持に必要な場合を除き、 外出は控えましょう
- ◆ 生活に必要な食料品などの買い物は、 市内の店舗を利用しましょう

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐためには



皆さんの行動が大切です

矢板市立小中学校の 臨時休校について

栃木県県北健康福祉センター管内での感 染者の発生や緊急事態宣言の対象区域拡大 を踏まえ、4月24日(金)までとしてい た臨時休校の期間を以下のとおり延長しま

地域の皆さんにおいては、引き続きご協 力をお願いします。

休校期間/ 令和2年5月10日(日)まで

皆さんの心がけが何よりも大切です!

- 3密を避ける
- 咳エチケットと 手洗いの徹底



引き続き よろしくお願い しますナリ。

発声をする

●換気の悪い 密閉空間



2多数が集まる 密集場所



新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

栃木県新型コロナウイルスコールセンター(24時間・土日祝日を含む) 0570 - 052 - 092

> 新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染の予防に関すること、発熱などの症状が出た時の対応など。 相談受付後、必要に応じて帰国者・接触者相談センターをご案内させていただきます。

> > 発行:矢板市健康増進課 **☎**43-1118 R2.4.21作成

新型コロナウイルス感染症社会教育施設関係

【社会教育施設】 部屋の貸出中止(延長) (予約受付についても当面の間受付休止)

・生涯学習館・矢板公民館・泉公民館・片岡公民館

日 時 4月13日 (月) ~ 5月10日 (日)

開館時間 8:30~17:15 夜間業務中止

※ 生涯学習館は土日祝日休館

・農村環境改善センター

日 時 4月13日 (月) ~ 5月10日 (日)

開館時間 9:00~17:15 夜間業務中止

【文化施設】 休館(延長)

- ·矢板武記念館 4月13日(月)~5月10日(日)
- 郷土資料館 4月13日(月)~5月10日(日)

【図書館】 4/21 (火) ~5/11日 (月) 臨時休館

【社会体育施設】 施設の貸出中止(延長) (予約受付についても当面の間受付休止)

(学校開放施設含む) 4月13日 (月) ~5月10日 (日)

関連施設:とちぎフットボールセンターは学校に準じ対応する。

新型コロナウイルス感染症対策社会教育施設関係

【社会教育施設】 **部屋の貸出中止** (予約受付についても当面の間受付休止)

・生涯学習館・矢板公民館・泉公民館・片岡公民館

日 時 4月13日(月)~5月10日(日)

開館時間 8:30~17:15 夜間業務中止

※ 生涯学習館は土日祝日休館

・農村環境改善センター

日 時 4月13日 (月) ~5月10日 (日)

開館時間 9:00~17:15 夜間業務中止

【文化施設】 休館

・矢板武記念館 4月13日(月)~5月10日(日)

· 郷土資料館 4月13日(月)~5月10日(日)

【図書館】 4/13(月)~20日(月)は貸出・返却のみ行い下記の一部サービスを休止

2階学習室・視聴覚室

インターネットのパソコン利用

館内資料の視聴

新聞の閲覧

館内での滞在時間は、おおむね30分程度を目安とする

4/21 (火) ~5/11日 (月) 臨時休館

【社会体育施設】 施設の貸出中止 (予約受付についても当面の間受付休止)

(学校開放施設含む) 4月13日 (月) ~5月10日 (日)

関連施設:とちぎフットボールセンターは学校に準じ対応する。

【ふれあいスクール】4/13(月)~5/10(日)

· 豊田小 (8:00~18:00) 児童数 12人 指導員1人+非常勤教員2人

・乙畑小 (8:00~18:00) 児童数 20人 指導員1人+非常勤教員6人

社会教育施設

施 設 名	住 所	備考
矢板市生涯学習館	矢板106番地2	
矢板公民館	矢板103番地1	
泉公民館	泉428番地	
片岡公民館	片岡2098番地3	
農村環境改善センター	沢783番地	
文化会館	矢板103番地1	貸出休止中
郷土資料館	上伊佐野761番地2	
矢板武記念館	本町15番3号	

社会体育施設

施設名	住所	備考
矢板市体育館	本町5番4号	
日新体育館	土屋635番地	
長井体育館	長井1248番地	
上伊佐野体育館	上伊佐野761番地1	
矢板市武道館	本町2番22号	
矢板市弓道場	本町2番22号	
日新多目的グラウンド	土屋635番地	
片岡運動場	片岡1137番地1	
片岡運動広場	片岡1137番地1	
泉運動場	立足979番地 2	
とちぎフットボールセンター	末広町49番地1及び49番地2	たかはら那須対応(学校休業に準ずる)
矢板運動公園	幸岡1955	
陸上競技場	II	
サッカー場	ıı	
テニスコート	ıı	
相撲場	ıı	
多目的グラウンド	n .	
野球場	n	
プール	II .	使用期間外
農業者トレーニングセンター	片岡1143番地1	

学校開放施設

市立小中学校 体育館・武道場・校庭